

IASBが、IAS第12号の解釈指針案「法人所得稅務処理に関する不確実性」を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focusは、国際会計基準審議会（IASB）によって公表された、IAS第12号「法人所得稅」に関する最新の解釈指針案（ED）DI/2015/1「法人所得稅務処理に関する不確実性」を要約したものである。

要点

- 法人所得稅に関する不確実性は、特定の取引に稅法上の要求事項をどのように適用すべきかが明確でない場合や、最終的な稅務上の帰結が、報告期間の末日時点で企業が把握できない稅務当局の解釈に左右される場合に生じる。
- 本解釈指針案は、法人所得稅負債又は法人所得稅資産に関する不確実性は、検討中の金額を企業が納付するか、還付を受ける可能性が高い（probable）場合に限り、稅金負債又は稅金資産に反映させることを提案している。
- 本解釈指針案は、新たな開示要求を含むものではないが、企業は、稅務会計に固有の判断及び不確実性に関する情報をIAS第1号「財務諸表の表示」に従って開示すべきかどうかを決定する必要があることを強調している。
- 本解釈指針案には、要求事項の適用を明確化するための設例が含まれている。
- 本解釈指針案に対するコメントは、2016年1月19日まで募集されている。

IASBは、なぜ本解釈指針を提案するのか？

IFRS解釈指針委員会は、特定の取引又は事象に稅法をどのように適用すべきかに不確実性がある場合における資産の認識を明確化する要請を受領した。

当該要請は、企業が稅務当局に対する納付を行ったが一部又は全額について還付が期待される場合に、資産の認識に（可能性が高い（probable）の閾値を使用する）IAS第12号「法人所得稅」を適用すべきか、又は偶発資産に関する會計上の要求事項と同様に、（ほぼ確実（virtually certain）アプローチを使用する）IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」におけるガイダンスを使用すべきかに焦点を当てていた。

解釈指針委員会は、分析の中で、稅務上の不確実性に対処することに目的適合性がある基準書はIAS第12号であると結論付けた。しかし、解釈指針委員会は、実務上の不統一の証拠があり、またIAS第

12号がそのような不確実性をどのように認識及び測定すべきかについての十分なガイダンスを提供していないことを確認した。

したがって、解釈指針委員会は、企業が稅務当局に対する納付を行ったか否かに関わらず、より広くこの論点を取扱うための解釈指針を開発することを決定した。

解釈指針案は、法人所得稅の會計処理にどのような影響を与えるか？

解釈指針案では、(i)稅務上の不確実性の會計単位、(ii)稅務当局による報告された金額の調査に関する仮定、(iii)稅務上の不確実性の認識、(iv)稅務上の不確実性の測定、及び(v)開示に焦点を当てて、法人所得稅負債又は法人所得稅資産に関する不確実性を會計処理するためのガイダンスを提供している。

不確実性の會計単位

企業は、不確実性のそれぞれを別個に考慮すべき

なのか、それとも他の税金資産又は税金負債の不確実性と一緒で考慮すべきなのかを、判断を用いて決定することが要求される。設例で説明されており、事例に特有で個々に考慮する必要がある状況もあれば、税務当局による決定が他の取引に影響するために、それらの取引を単一の会計単位として分析すべき状況もあり得る。

税務当局による報告された金額の調査に関する仮定

税務上の不確実性の認識を評価する際に、企業は、課税当局は税務申告書を調査するであろうと仮定し、すべての関連性のある情報についての十分な知識を有しているであろうと仮定しなければならない。

見解

事実及び状況が変化した場合には、企業は税務調査に関する判断を再評価することが要求される。例えば、課税当局が（黙示的又は明示的に）特定の事項についての企業の税務ポジションを認めた場合には、企業はそのポジションを再評価してはならない。しかし、税務当局が他の企業における類似のポジションに異議を唱えたことを企業が知った場合には、企業が自身の税務ポジションを再評価する必要があることを示すものとなり得る。

税務上の不確実性の認識

企業は、不確実と考えられる金額について納付する又は還付を受ける可能性が高い（probable）場合には、税務上の不確実性を法人所得税負債又は法人所得税資産に反映する。これは、可能性が高い（probable）の閾値を参照するIAS第12号の目的と整合するものである。例えば、IAS第12号14項は、当期税金資産は還付を受ける可能性が高い（probable）範囲で認識されると規定しており、IAS第12号46項は、当期税金資産は、税務当局から還付されると「予想される（expected）」金額で測定されると規定している。

見解

米国会計基準では、企業は、税務上の係争事項が終審裁判所（アメリカ合衆国最高裁判所）において有利に解決するかどうかを決定するにあたって、認識の閾値を適用することが要求される。IFRSは広範囲の法域において適用されるため、企業が税務ポジションを維持することができるかをどのように決定するかについての詳細なガイダンスを設けることは不可能である。したがって、企業は、企業が事業を行う特定の規制環境に応じた「可能性が高い」の閾値

（probability threshold）の決定において、判断を用いることが要求される。

法人所得税負債又は法人所得税資産に関する税務上の不確実性の測定

企業は、税務上の不確実性の測定において、以下の2つのアプローチのうち1つを適用することが要求される。

- (i) 最も可能性の高い金額。これは、考え得る結果の範囲における単一の最も高い金額である。損金算入できるか、又は損金算入できないかの単一の測定単位と考えられる係争事項が例に挙げられる。
- (ii) 期待値。これは、考え得る金額の範囲における確率加重金額の合計額である。可能性の低い考えられ得る金額が広く分散している場合が例に挙げられる。

企業は、企業が納付する又は還付を受ける金額を最もよく反映する方法を選択しなければならない。

不確実な税務負債又は税務資産の測定に適用される判断及び見積りは、事実及び状況が変化する場合にはいつでも再評価しなければならない。

開示

企業は、適用した見積り及び判断を、IAS第1号「財務諸表の表示」に従って開示すべきかどうかを決定することが要求される。これは、不確実性に関する税金負債又は税金資産を認識しなかった場合にも要求される。

見解

IAS第1号には、会計方針に関連して行われる判断についての開示要求が含まれている。特に関連性があるのはIAS第1号122項及び125項の、会計方針を適用する過程で行った判断であって、財務諸表に認識される金額に最も重要な影響を与えるもの、及び見積りの不確実性の主要な発生要因についての開示を要求するものである。したがって、不確実な税務負債又は税務資産を認識すべきか否かについて行った判断は、企業が財務諸表において税務上の不確実性を認識しなかった場合を含め、開示が要求される。

発効日、経過措置及びコメント期間

本解釈指針案では、発効日は特定されていない。解釈指針委員会、本解釈指針案について受領するコメントを検討する過程において発効日を提案する予定である。

企業は、本修正を将来に向かって適用し、本解釈指針の適用開始による累積的影響を、企業が本解釈

指針を最初に適用する報告期間の期首の利益剰余金に認識することが要求される。企業が事後的判断を使用せずに本解釈指針を適用できる場合には、遡及適用も認められる。早期適用は認められる。

本解釈指針案は、初度適用企業のための特別な免

除規定は一切提供していない。

本EDに対するコメント期限は、2016年1月19日である。

以上

デロイト トーマツ Web サイトのご案内 US/米国会計基準

<http://www.deloitte.com/jp/us>

Heads Upニュースレター

デロイト米国外務所が最新の会計・開示情報や規制動向について解説するニュースレター（随時発行・日本語翻訳も掲載）

EITF Snapshotニュースレター

発生問題専門委員会（EITF）ミーティングについて解説したニュースレター。原則、EITF ミーティング（2ヵ月毎）開催後に発行（重要なテーマについては、日本語翻訳を掲載）

Accounting Roundupニュースレター

- 米国の会計基準の要約及び関連資料へのリンクを掲載するニュースレター（月次、四半期、年次で発行。特別版は随時発行）
- FASBとIASBの共同プロジェクト及びFASBの単独プロジェクトの動向をまとめた特別版は、日本語翻訳も掲載

Audit Committee Briefニュースレター

米国の会計・監査について、監査委員会が知っておくべき情報を解説したニュースレター（月次発行・日本語翻訳も掲載）

その他

- デロイト米国外務所が発行した、「SEC Comment Letters（米国登録会社に関するSECコメント・レター）」（日本語翻訳も掲載）等の重要なニュースやスペシャル・レポート等を掲載
- 「US GAAP/SECに関するセミナー」（年2回開催）の概要と関連資料等

お問い合わせ先 監査ERS審査室（監査国際） Tel:03-6213-1110 E-mail:jp_us_contact@tohatsu.co.jp